

長崎市告示第 249 号

下記の所在地について、指定区域の指定を行いますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 2 項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成 20 年 3 月 31 日

長崎市長 田 上 富 久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

長崎市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定区域を指定する。

1. 指定区域の内容

整 理 番 号	整-H20-1
指 定 年 月 日	平成 20 年 3 月 31 日
指 定 番 号	指-1号
指定区域の所在地	(東工場埋立処分地 第 1 期埋立地) 長崎市戸石町 89、90-イ、90-ロ、91-第 1、 91-第 2、92、93、94、95、96、97、98、99、 100、101、102、103、104-第 1、104-第 2、 105、106、107、108、109、110、111、112-2、 112-第 3、112-4、112-5、112-第 1、113、 114-イ、114-ロ、115、又 115、116、117、118、 119、120-1、120-2、121、122、123-イ、 124、125、126、127-1、127-2、127-3、 127-5、127-6、127-7、127-8、130、131、 132、又 132、135-ロ、133、134、136、137、 138、139、140、141、142、143、144、145、146、 147-イ、147-ロ、148-10、148-12、148-2、 148-3、148-8、148-9、194-5、194-6、 194-7、195-第 1、195-第 2、196、197-第 1、 197-第 2、198、199-1、199-2、200、201、 202-イ、202-ロ、203、204-第 1、205、206、 207、208-1、208-2、267-1、271、272-1、 272-2、385、391-1、391-2、391-3、 391-4、393-1、393-2、393-3、394、395、

	396-1、396-2、396-ロ、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407-1、407-2、436、437、438、439、440、441・442 合併、443、444、445-1、445-2、445-4、445-5、445-6、445-7、445-8、445-9
埋立地の区分	市町村が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの

整理番号	整-H20-2
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-2号
指定区域の所在地	(西工場旧埋立地) 長崎市木鉢町2丁目425の一部、427の一部、428、429の一部、430の一部、431、487-2の一部、488、490-2の一部、495-2の一部、497の一部、504の一部、505、506の一部、507、508、509、510、511-3の一部、512の一部、514、515、516-2の一部、517、518、519の一部、520の一部、521の一部、522、525-1の一部、526-3の一部、533の一部、534、537-1の一部、538、539、540の一部、541、542-1の一部、542-2の一部、542-3の一部、544の一部、545-1の一部
埋立地の区分	市町村が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの

整理番号	整-H20-3
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-3号
指定区域の所在地	(野母不燃物埋立処分場) 長崎市野母町字中宿2862、2863-1、2863-2、2864-1、2865-2、 長崎市野母町字正右衛門山2956-2、2959、2960-1、2971、2972-2
埋立地の区分	廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地

整理番号	整-H20-4
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-4号
指定区域の所在地	(高浜不燃物埋立処分場) 長崎市南越町字長田210-1の一部、210-2の一部、210-4、211-1、211-2、211-3、211-5、251-1、252
埋立地の区分	廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地
整理番号	整-H20-5
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-5号
指定区域の所在地	(旧焼却灰最終処分場) 長崎市川原町字東橋山875-2、879-1、879-2、879-3
埋立地の区分	市町村が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの

整理番号	整-H20-6
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-6号
指定区域の所在地	(香焼町清掃センター最終処分場) 長崎市香焼町字後平945
埋立地の区分	市町村が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの

整理番号	整-H20-7
指定年月日	平成20年3月31日
指定番号	指-7号
指定区域の所在地	(高島町埋立地) 長崎市高島町字保木上347-1の一部
埋立地の区分	市町村が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの

※指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を長崎市に届けなければなりません。

## 2. 指定区域台帳の閲覧

指定区域の詳細については、「指定区域台帳」で確認してください。

### 【指定区域の閲覧場所及び時間】

長崎市環境部廃棄物対策課（長崎市役所庁舎別館 4 階）

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

（ただし、土、日曜日、祝日は除く。）